

奈良県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十三号

奈良県部設置条例の一部を改正する条例

奈良県部設置条例（平成七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

「くらし創造部

第一条中「地域振興部」を「文化・教育・くらし創造部」に、

産業・雇用振興部

「水循環・森林・景観環境部

を 産業・観光・雇用振興部 に改める。

食と農の振興部

第二条各号を次のように改める。

- 一 秘書、広報及び広聴に関すること。
  - 二 県政の総合企画及び調整に関すること。
  - 三 統計及び情報管理に関すること。
  - 四 国際交流に関すること。
  - 五 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
  - 六 南部地域及び東部地域の振興に関すること。
  - 七 消防及び防災に関すること。
  - 八 議会、条例の立案及び県の行政一般に関すること。
  - 九 職員に関すること。
  - 十 県の予算、税その他の財務に関すること。
  - 十一 その他他部の主管に属しないこと。
- 第三条の見出し及び同条中「地域振興部」を「文化・教育・くらし創造部」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。
- 一 文化及び教育の振興に関すること。
  - 二 県民生活の安定及び向上に関すること。
  - 三 生活衛生に関すること。

四 少子化対策、女性活躍推進及び子どもの福祉に関すること。  
第四条第三号中「医療」の下に「健康づくりその他保健衛生」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。  
第五条の見出し及び同条中「くらし創造部」を「水循環・森林・景観環境部」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 水資源及び森林の保全に関すること。
- 二 林業に関すること。
- 三 環境及び風致の保全に関すること。

第六条の見出し及び同条中「産業・雇用振興部」を「産業・観光・雇用振興部」に改め、同条第三号中「労働」を「雇用」に改め、同条に次の一号を加える。

- 四 観光に関すること。

第七条の見出し及び同条中「農林部」を「食と農の振興部」に改め、同条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「林業」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 食の振興に関すること。

第八条第二号中「都市計画」を「県土利用及び都市計画」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。